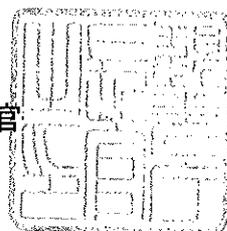




観 観 産 第 1 3 4 号
平成24年6月29日

社団法人 全国旅行業協会会長 殿

観 光 庁 長 官



「高速バス表示ガイドライン」の策定について

本年4月29日に関越自動車道において発生した高速ツアーバスの事故を受け、国土交通省では、6月11日に今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策を内容とする「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定したところです。

本決定においては、安全等に関する適切な情報の提供・把握のための取組として、高速乗合バスと高速ツアーバスの別、交替運転者の配置予定等安全情報の利用者への提供を内容とする「高速バス表示ガイドライン」を作成し、旅行業者及びバス事業者に対してその周知を図るとともに、夏の多客期までにこれに沿った表示がなされるよう指導することとされています。

これを踏まえ、国土交通省自動車局及び観光庁において、別紙のとおり「高速バス表示ガイドライン」を策定したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

なお、「高速バス表示ガイドライン」のⅡ. 1. (3) (①を除く) については、別途定める「「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の改正について」(平成24年6月29日付け観観産第135号)のとおり、高速ツアーバスに係る取引条件の内容及び募集型企画旅行の広告について表示すべき内容として規定されることとなりましたので、その点ご留意願います。